

付することが所得税法で義務付けられています。

このため、保険料を納付した旨を証明する書類が必要になることから、社会保険庁では「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ様式)を、11月上旬または翌年2月にお送りすることになっています。

11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間にその年初めて国民年金保険料の納付があった方。

国民年金保険料の領収証書は大切に!

国民年金保険料の納め忘れ等により納付が遅れると、証明額等に記載されない場合があります。この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

※なお、年末調整の手続き等については、税務署にご確認ください。
社会保険庁の問い合わせ窓口は
控除証明専用ダイヤル

☎0570・070・117

IP電話(ひかり電話等)の方

は☎03・6748・8882へおかけください。(平成20年11月4日～平成21年3月13日まで、平日9時～17時)

秋季全国火災予防運動

総務課 内線235

全国統一防火標語

「火のしまつ 君がしなくて誰がする」

実施期間

11月9日(日)～11月15日(土)

重点目標

①住宅防火対策

平成19年中の住宅火災による死者は1,148人で、そのうち59・6%を65歳以上の高齢者が占めています。また、死者の発生した経過では約60%が逃げ遅れによるものです。火災を早期に発見し、逃げ遅れなどによる死傷者を低減させるためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

②放火火災・連続放火火災予防

全国で放火による火災は、10年連続して出火原因の第1位となっています。家庭内ではもちろんのこと、町内会および住民等が連携して、放火されない環境づくりに努めましょう。

③特定防火対象物における防火安全対策

劇場・遊技場・飲食店・物品販売店舗、旅館・ホテル・病院・老人福祉施設および小規模雑居ビルなどの不特定多数の人や高齢者等が利用する施設では、防火管理体制、避難施設および消防用設備等の維持管理を徹底し、対象物の防火安全に努めましょう。

住宅防火命を守る7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる

町営住宅入居者募集

建設課 内線242

対象住宅

空家住宅(10頁表のとおり)

申込資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がある者。ただし、単身者の入居が可能な住宅を除く。
- ②その他特別の事情のある者(申込時に相談してください)
- ③条例に定める収入基準(左表)に該当する者(収入基準は公営住宅に適用されません)
- ④市町村税を完納している者(軽

◎収入基準

種別	基準(所得月額)	基準額算定例
公営住宅	一般世帯 200,000円以下	所得合計－控除額(扶養・特扶養・寡婦・障害・老人) ×該当人数)÷12月
	高齢者、障害者等の世帯 268,000円以下	控除額 同居扶養 38万円 特定扶養 20万円 寡婦(夫) 27万円 障害(1・2級) 40万円 障害(3～6級) 27万円
特定公共賃貸住宅	200,000円を超え 601,000円以下	